また、非正規労働者や長期失業者が増加する中、セーフティネットの一環として実施している緊急人材育成支援事業（雇用保険を受給できない者に無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う事業）について、受講者の再就職につながるよう、効果的に実施する必要があるとともに、求職者支援制度として創設・恒久化された場合には、その円滑な施行を図る必要がある。さらに、昨年度から通年的に行っている、住居を失った失業者や生活に困窮している者への支援に引き続き取り組み、これらの者に対する住居と安定的な就労機会の確保を図るなど、雇用のセーフティネットとなる施策を円滑に実施し、経済的・社会的に弱い立場にある人々への迅速かつ的確な支援を行うことが重要である。

一方、中小企業を始めとする企業への支援により雇用を守ることが引き続き必要とされているほか、内需主導の経済成長を目指す攻めの観点から、未来の成長分野として期待される介護、農林等の分野や、地域社会に根ざした雇用の創造を推進することも重要である。

さらに、昨今の雇用情勢下で前述のものを含めた雇用施策を効果的に実施していくためには、地方自治体との連絡会議等の場を積極的に設けるなど、地方自治体が実施する産業施策、福祉施策、教育施策等と緊密な連携を図ることも重要である。

第三　平成二十三年度の雇用における重点施策

一　現下の厳しい雇用情勢に応じた対策の実施

厳しい雇用情勢の中、平成二十三年度に向けて成長と雇用に重点を置いた経済対策を切れ目なく実施していくに当たり、急激な円高・デフレ状況に対する緊急的な対応を図るとともに、今後の景気・雇用動向を踏まえた機動的・弾力的な対応により、「新成長戦略（平成二十二年六月十八日閣議決定）」の推進・加速を図る。特に、高校・大学等の新卒者・既卒者の就職支援に力を入れ、仕事を探す側、雇用する事業者側双方の負担を軽減することで、雇用を「つなぐ」仕組みを展開する。また、雇用調整助成金の拡充などによって雇用を「守る」とともに、地域の雇用を「創る」ことに取り組む。

㈠　新卒者・若者支援の強化

ア　学卒ジョブサポーターの活用等

平成二十二年度に経済危機対応・地域活性化予備費及び補正予算により倍増した学卒ジョブサポーターを引き続き公共職業安定所に配置し、高校・大学等の新卒者・既卒者に対するきめ細かな支援を行うとともに、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。

また、働く意義や職業生活についての講習を在学中早期から保護者等も含めて行うほか、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて強力に取り組むなどにより、高校・大学等の新卒者・既卒者の就職支援に強力に取り組む。

イ　新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

学校等卒業後三年以内の既卒者の就職を促進するために、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）に基づく青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号。以下「青少年雇用機会確保指針」という。）の周知を引き続き進める。また、学校等卒業後三年以内の既卒者を採用する事業主に奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに、全都道府県に設置した、大学等の新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、大学等の新卒者・既卒者の就職を支援する。

さらに、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、公共職業安定所、地方自治体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による高校・大学等の新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

㈡　雇用調整助成金による雇用の下支え

平成二十二年十二月から、経済対策の一環として、急激な円高の影響を受けた事業主の雇用維持を支援するため、雇用調整助成金の要件緩和を行った。これにより、円高の影響により生産量等の回復が遅れている事業所の事業主であって、最近三カ月の生産量が三年前の同時期に比べて十五パーセント以上減少しており、かつ直近の決算等の経常損益が赤字である事業主についても助成対象となったところであり、引き続き、雇用を維持する事業主の支援に取り組む。

㈢　雇用創造・人材育成

ア　重点分野雇用創造事業の拡充

依然として厳しい雇用情勢に対応するため、経済危機対応・地域活性化予備費及び平成二十二年度補正予算により、介護、医療、農林、観光、環境、地域社会雇用など成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会の創出及び地域ニーズに応じた人材の育成を推進する重点分野雇用創造事業を拡充したところである。

各都道府県労働局及び公共職業安定所においては、労働市場に関する情報の提供、全国的な取組の事例紹介や必要な助言を行うことにより、特に市町村における積極的な事業計画の立案を促すとともに、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、地方自治体と連携して、地域の実情に応じた雇用機会の創出を推進する。

イ　緊急人材育成支援事業の延長等

緊急人材育成支援事業について、求職者支援制度の制度化までの間延長するとともに、職業訓練の修了者に対する担当者制による就職支援等の体制の強化を図る。

また、緊急人材育成支援事業による職業訓練（以下「基金訓練」という。）の受講者数が着実に増加しており、当該受講者の早期の就職の実現を図ることが重要な課題となっている。当該受講者については、就職経験がない者又は非正規労働者であった者等が多く、一般の求職者に比べ、より手厚い支援が必要であるため、訓練修了後の就職の実現に向けて、就職支援体制を強化し、訓練対象者に対する担当者制によるマンツーマン支援を実施する等、積極的な就職支援に努める。

ウ　成長分野等人材育成支援事業の実施

平成二十二年度補正予算により、健康、環境分野及び関連するものづくり分野の生産性向上を図るため、期間の定めのない労働者の雇入れや異なる分野からの配置転換を行った事業主が、職場以外での職業訓練を実施した場合に、訓練費の実費相当（原則上限二十万円）を支給する成長分野等人材育成支援事業を新たに創設したところである。

各都道府県労働局及び公共職業安定所においては、事業主に対して、求人の受理時や各種の説明会など、あらゆる機会を通じて本事業の周知を徹底するなど、本事業の活用を促進するものとする。

二　地方自治体等と連携した雇用施策の実施

地域主権改革については、公共職業安定所を含む出先機関改革に関する「アクション・プラン」（平成二十二年十二月二十八日閣議決定）が策定され、公共職業安定所については、「希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施」されることと整理されたところである。